

第3期 平成29年度 新宿区多文化共生まちづくり会議 第2回住宅部会 議事概要

日 時 平成29年7月11日（火）9:30～11:30

場 所 区役所本庁舎3F 302会議室

出席委員 稲葉委員、渡邊委員、張委員、高委員、イーイーミン委員、シュレスタ委員、江副委員、盛委員、李委員、平野委員、竹内委員、澤田委員、船山委員 13名

欠席委員 毛受委員、金（相）委員、植木委員 3名

1 開会

2 前回部会の振り返り（住まいを「借りる側」が抱えている課題について）

3 住宅に関する課題解決のための具体策の個別検討

- ・外国人専門の保証会社がある。その会社は、立て替えた家賃等の請求を本人ではなく、母国の保護者に請求する形式をとっている。
- ・家主と部屋を借りる外国人の関係は、家賃を払う・受け取るだけでなく、うまくいけば国際交流になる。日頃からコミュニケーションをとる姿勢が大切であることを呼びかけたい。
- ・留学生は、所属する学校によって信用が違う。有名大学だと社会的信用があるようで借りやすいが、日本語学校だと難しいと言われる場合もある。
- ・国によっては、賃貸ルールが日本とそう変わらない（保証人が必要なこと、家賃は前払いなこと、部屋の汚れなどを入居時・退去時に確認されること）。やはり、言葉の壁が大きいのではないだろうか。住宅相談のチラシは日本語なので、外国人に対応してもらえないように見える。
- ・最近では契約の際に通訳を入れるケースがある。通訳料は貸す側と借りる側で折半か、貸す側が負担する。借りる側は契約書の内容を理解でき、貸す側は第三者が間に入ることで安心できる。
- ・留学生総合補償制度等、様々な取組みがあることを資料から知ったが、必要な人に情報が届いていないため、宣伝方法に工夫が必要である。
- ・外国人に対応してくれる不動産屋のリスト（連絡先・対応言語）を作成し、公開できると良い。不動産屋のメリットにもなる。また、大家が不動産屋を選定する時にも活用できる。
- ・高額物件に入居している外国人はあまりトラブルにならない。トラブルになるのは、貧しくて家賃を浮かせようと1部屋に複数名で入居する外国人の場合が多い。
- ・将来、日本と外国の架け橋になれる人材を育てる意味でも、貧しいながら苦勞して日本に

夢をもって来た外国人に対して、手を差し伸べようと提案できないか。

- 外国人のなかには貧しく働きづめの人もある。国としてどう受け入れるのか議論が足りない。
- 国籍を理由に入居を拒否することは国際条約で禁じられていることを知らない人が多い。ポスターを作って呼びかけてはどうか。
- 禁じられていながら、現実には外国人に係わらず高齢者や障害者等にも入居拒否される事例がある。賃貸借契約は、民と民による自由契約であるから規制できない。このような状況のなかで、何ができるか部会で議論する必要がある。
- 自分の貸している物件の半分以上は外国人入居者である。トラブルやクレームに関しては、日本人も外国人も関係ない、人間同士の付き合いと捉えている。国籍に係わらずルールを守らない人がいると、その周りもルールを守らなくて良いような雰囲気になってしまう。

4 その他

事務局から次回の会議について説明があった。

5 閉会